

- ・一部、コンクリートブロック壁について安全性が確認できない。
- ・1階女子便所（増築）部分について安全性が確認できない。
- ・倉庫車庫棟（4m×17m）については評価対象外。（耐震性不明）
- ・その他、詳細については耐震診断報告書のとおりとする。

c. 改修後の耐震基準指標

- ・Is値 0.6以上
- ・q値 1.0以上

（※耐震性について現状で基準を満たしているが、構造体を改修するなど耐震性の再評価の必要がある場合は、評価委員会等の評価を受けること。）

(3) 工事の条件

a. 予定工事費 I. 2. (6) のとおり

b. 予定工事期間 I. 2. (6) のとおり

※週休2日を原則的に想定する。

(4) 設計方針

a. 目的

- ・「耐震診断報告書」を踏まえ、耐震補強、減築、各設備等の老朽化による更新及びバリアフリー化を向上させる。エレベーター設置（増築）、倉庫増築、耐震改修（減築他）、内部改修（便所改修他）、外部改修、防水改修、電気設備（LED化、太陽光発電設備設置他）、機械設備改修（空調更新他）、外構整備等に係る基本設計・実施設計を行うことを目的とする。

b. 設計内容

- ・耐震改修設計
 - ・減築（西側女子便所部分、倉庫車庫棟）
 - ・コンクリートブロック壁の撤去
 - ・その他、安全性が確認できていない部材についての現地調査及び改修設計を行う。
- ・エレベーター設置（10㎡程度の倉庫を含むエレベーター棟の増築）
 - ・エレベーターは11人乗程度を想定する。
- ・内部改修
 - ・エレベーターまでの動線を改修
 - ・便所等の改修（1階：多目的便所、男子便所、女子便所）（2階：多目的便所、給湯室）
 - ・老朽化に伴う共用部、間仕切り、内外装、建具、家具、その他必要となる改修設計を行う。
- ・外部改修
 - ・外壁劣化部分等の改修設計を行う。
 - ・屋上防水及び屋根等の防水改修する。（漏水箇所調査を含む）
- ・電気設備改修（LED化、太陽光発電設備設置他）
- ・機械設備改修（空調更新他）
- ・1階女子便所（増築）部分、倉庫車庫棟の解体
- ・既存階段昇降機の撤去
- ・その他
 - ・ボーリングによる標準貫入試験によって地盤調査を行う。（エレベーター棟増築の検討用）

- ・その他外構工事、仮設工事等必要となる業務を行う。

c. 留意事項

- ・工事期間中に、施設の一部を使用することを希望している。このことについての可否を早急に検討すること。
- ・特記仕様書の様式については、広島県の様式（最新版）を準用すること。
なお、主要資材等について、「広島県内」は「三原市内」と書き替える。
- ・建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事の各工事を分離発注するため、発注工事ごとに設計図、工事内訳書等を取りまとめること。
- ・改修設計の作図においては、可能な限り同一ページ内に同箇所の「改修前図面」と「改修後図面」をレイアウトする。
- ・限られた業務期間内で、手戻りなく、また、迅速な方針決定のもと業務を進めるため、業務着手後速やかに、改修内容及び概算事業費の増減に影響する項目と論点、選択肢を提示し、発注者との十分な協議のもと、目的を明確にして業務を進めること。
- ・本業務完了後の工事受注者選定における契約の不調リスクを減らすため、設計の各段階においてコスト管理への配慮を徹底して業務を進めること。
- ・設計金額及び予定工期は、I. 2. (6) に示す予定工事費・予定工事期間に納まる計画とすること。
なお、受注者の責めに帰すべき事由により、履行期間内に予定工事費・予定工期に納まった設計図書の納品ができない場合は、損害賠償の請求や契約解除を行うことがあるので留意すること。
- ・関係法令の規定や諸基準を遵守した計画とし、工事費縮減のため合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努め、維持管理を含めたコスト抑制及び将来の可変性を重視した設計すること。
- ・敷地出入口は安全性を重視した位置及び構造とし、敷地内を含め、歩行者と車両の動線を分離した計画とすること。
- ・敷地内及び建築物のバリアフリー化に努め、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るため、段差のない構造、スロープ及び手摺設置等の措置を十分に講じること。原則、広島県福祉のまちづくり条例の整備基準に適合させること。
- ・感染症等の対策として、共用部廊下及び階段の照明器具は人感センサー及びタイマー付とするなどの検討をすること。また、自動水栓、立水栓、手洗い場等の設備を検討すること。詳細については調査職員及び関係者と協議すること。
- ・仮設計画の検討にあたっては、敷地周辺の利用状況、道路幅員、交通規制及び通学路等を調査し、搬出入車両及び重機の規模、運搬距離及び経路等、関係法令、近隣住宅への配慮と実状に応じた計画をすること。
- ・工事車両の出入口、駐車場、発生材の仮置き場、足場、工事手順、交通誘導員等の動線等を考慮し、適切な仮設計画を立案し、詳細を図面及び工事費積算に反映すること。
- ・仮囲い、防音シート、山留（シートパイル等）、タイヤ洗浄用ハイウォッシャー、敷鉄板、騒音計、振動計、デジタル粉塵計、ノッチタンク、監視カメラ、仮設照明、散水設備、交通誘導員等、敷地及び周辺状況への影響を最小限にとどめるため、必要となる内容を図面及び工事費積算に見込むこと。仮囲い、交通誘導員等の計画は関係法令及び基準等に従い、遺漏なく確実に計画すること。
- ・電気等の各種引込み線及び埋設配管等の切り替え又は廃止、工事後の雨水排水計画、囲障、地下埋設物撤去時の山留計画等の計画を関係法令及び基準等に従い、遺漏なく確実に計画すること。

- ・ 太陽光発電設備について、屋根の上に 10kW 程度を想定している。
 - ・ 各部分の納まりについて、詳細図を作成し明確に図示すること。
- (5) 業務委託の履行期間
- ・ 契約締結日の翌日から令和 7 年 2 月 19 日（検査期間の 9 日間を含む。）とする。
（業務完了届の提出予定日は令和 6 年 2 月 10 日）
 - ・ 各種法令手続き以外の業務は、令和 6 年 12 月 25 日までに完了すること。
- (6) 中間報告
- ・ 関係者へ進捗内容の報告等を行うため、設計概要等について中間報告を行うこと。
 - ・ 報告時期及び内容は、次の時期を想定している。
 - ・ 概算事業費（簡易算定） 令和 6 年 8 月中旬まで
 - ・ 基本設計
（改修内容の規模・概算事業費、配置・動線計画図、その他提案意図説明資料を含む）
令和 6 年 9 月末まで
- (7) 段階的提出物及び提出時期（協議により変更できる）
- | | | |
|---------------------------------------|--------------------|------------|
| a. 期間別業務履行報告書 | 各月毎（次月7日までに提出） | |
| b. 基本設計報告書成果品 | | 令和6年9月30日 |
| c. 実施設計の内、平面図、天伏図、立面図、仕上表、他（監督員チェック用） | | 令和6年10月31日 |
| d. 実施設計の内、図面一式（監督員チェック用） | | 令和6年12月16日 |
| e. 実施設計成果品の内、図面一式 | | 令和6年1月14日 |
| f. 実施設計の内、積算一式（監督員チェック用） | | 令和7年1月28日 |
| g. 実施設計成果品の内、積算一式 | | 令和7年2月4日 |
| h. 実施設計成果品（最終） | （計画通知等各種法令手続きを含む。） | 令和7年2月10日 |
- (8) 委託業務終了後、入札までの予定
- | | |
|---------------|-----------|
| a. 入札用資料完成予定日 | 令和7年3月15日 |
| b. 入札予定時期 | 令和7年4月初旬 |

II 業務仕様

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（官庁営繕統一基準）（以下「共通仕様書」という。）」による。なお、特記仕様書に明記されていない事項であっても、本設計業務委託の目的達成のために性質上当然必要と思われるものについては、受託者の責任と負担において全て完備しなければならない。

1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項は、原則すべての項目を適用する。

2. 特記仕様書における読替え等

共通仕様書中、「検査職員」とあるのは「検査員」と読み替えるものとする。

3. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

a. 基本設計

- ・ 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- ・ 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- ・ 電気設備（昇降機を含む。）基本設計に関する標準業務
- ・ 機械設備基本設計に関する標準業務

b. 実施設計

- ・ 建築（総合）実施設計に関する標準業務
- ・ 建築（構造）実施設計に関する標準業務
- ・ 電気設備（昇降機を含む。）実施設計に関する標準業務
- ・ 機械設備実施設計に関する標準業務

※一般業務の内容には、委託業務の履行にあたり、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図、コスト縮減資料及び各種技術資料を含む。）及び委託業務の対象となる工事の実施に当り法令上必要となる各種の申請に用いる資料の作成及び申請手続き業務（複雑なものを除く。）を含むものとする。

(2) 追加業務の内容及び範囲

- ・ 積算業務（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積りの徴集、見積検討資料の作成）（使用用途ごとに工事費を算出すること。）

なお、本業務の積算は、次の図面目録に基づく算定方法による。

- ・ 耐震改修
- ・ 建築（内部改修）
- ・ 建築（外部・防水改修）
- ・ 電気設備改修
- ・ 機械設備改修
- ・ 外構
- ・ 建築解体
- ・ 関係法令等に基づく必要な各種申請書類の作成及び手続き業務（申請等に係る手数料を含む。）
 - ・ 建築基準法（計画通知申請、仮使用申請、工事中における安全上の措置等に関する計画の届出、除却届、構造計算適合性判定申請、公図の取得）、都市計画法（開発許可、29条申請、37条申請）、消防法等の申請手続き業務（各種申請手数料等を含む。）
（※計画通知申請等には、公図の写しの添付が必要。）
 - ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）に基づく計算書等の作成及び申請（建築物エネルギー消費性能適合性判定等）手続き業務（各種申請手数料等を含む。）
 - ・ リサイクル計画書の作成（基本設計、実施設計の各段階において、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。）（各種申請手数料等を含む。）
 - ・ その他、必要な関係法令及び条例に基づく申請書類の作成及び手続き業務（各種申請手数料等を含む。）
- ・ コスト縮減検討報告書の作成業務
 - ・ イニシャル・ランニングコスト縮減、性能向上などコスト縮減の検討報告書の作成
- ・ 概略工事工程表の作成
- ・ 住民・議会説明等に必要な資料の作成及び協議等の対応
- ・ 特別管理産業廃棄物等（廃石綿等、PCBを含む機器類、PCB含有シーリング材、廃油、廃酸・

廃アルカリ、フロン・ハロン、イオン化式感知器、六フッ化硫黄ガス等)の有害物質の有無についての事前調査結果報告書の作成及び届出手続き業務

※書面調査、目視調査及び分析調査の内容を合わせた成果物とすること。

※工事着手前までに発注者に対し説明を行うこと。

- ・地質・土質調査（構造検討用）
- ・工事にあたって発注者がすべき手続き等の一覧作成
電線・通信線の解約、浄化槽の廃止届、危険物関係の廃止届、備品撤去 など、必要な手続き一覧を作成する。
- ・その他当該設計業務に必要な業務（各種補助申請資料の作成、議会説明等）

※ 各種申請等において、事前協議及び申請等は受注者が行うこと。また、申請手数料を要する場合、費用は受注者の負担とする。

(3) 特別経費について

- ・ 廃石綿等の分析調査
- ・ PCB の分析調査
- ・ 地盤調査
- ・ 構造計算適合性判定手数料

4. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- b. 実施設計は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- c. 積算は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- d. 必要な資格は、一級建築士又は二級建築士とし、建築士法によるものとする。
ただし、一級建築士の資格を取得した後3年以上、二級建築士の資格を取得した後8年以上又は大学、高専卒業後8年以上若しくは、高校卒業後10年以上の実務経験を有する者とする。

(2) 適用基準等

設計にあたっては、建築基準法その他関係法令並びにこれに基づく条例規則等の規定を適用する。

その他の適用に当たっては次の基準を参考にし、特記なき場合は国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

a. 共通

- ・ 建築基準法
- ・ 建築基準法施行令
- ・ 建築基準法施行規則
- ・ 官庁施設の基本的性能基準（最新版）
- ・ 官庁施設の企画書及び設計説明書作成要領（最新版）
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（最新版）
- ・ 官庁施設の環境保全性に関する基準（最新版）
- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（最新版）
- ・ 官庁施設の防犯に関する基準（最新版）
- ・ 官庁施設の津波防災診断指針（最新版）
- ・ 官庁施設の環境保全性基準（最新版）
- ・ 広島県福祉のまちづくり条例（最新版）

- ・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（最新版・国土交通省）
- ・建設業法
- ・建設業法施行令
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令
- ・公共建築工事積算基準（最新版）
- ・公共建築工事標準単価積算基準（最新版）
- ・公共建築工事共通費積算基準（最新版）
- ・建築物解体工事共通仕様書（最新版）
- ・広島県福祉のまちづくり条例（最新版）
- ・建設副産物の手引き（最新版）
- ・三原市公共建築物等木材利用促進方針（最新版）
- ・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（最新版・国土交通省）
- ・その他関係する要領、要綱（最新版）

b. 建築

- ・建築工事設計図書作成基準（最新版）
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）
- ・公共建築木造工事標準仕様書（最新版）
- ・建築工事監理指針（最新版）
- ・建築設計基準（最新版）
- ・建築構造設計基準（最新版）
- ・構内舗装・排水設計基準（最新版）
- ・建築工事標準詳細図（最新版）

c. 設備

- ・建築設備計画基準（最新版）
- ・建築設備設計基準（最新版）
- ・建築設備工事設計図書作成基準（最新版）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（最新版）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
- ・排水再利用・雨水利用システム計画基準（最新版）
- ・建築設備耐震設計・施工指針（最新版）

d. 積算

- ・公共建築工事積算基準（最新版）
- ・公共建築工事標準単価積算基準（最新版）
- ・公共建築数量積算基準（最新版）
- ・公共建築設備数量積算基準（最新版）
- ・公共建築工事共通費積算基準（最新版）
- ・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（最新版）

- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（最新版）
- ・ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）（最新版）
- ・ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）（最新版）

(3) 業務計画書

業務計画書として、業務工程表及び次の内容を記載した業務組織計画書を、「委任（下請負）承諾願」に添付し提出すること。

- a. 管理技術者及び照査技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、経験年数等
- b. 主任担当技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、経験年数等
（建築、構造、電気及び機械等の分担業務がある場合。）
- c. 担当技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、経験年数等
（協力事務所を含む。）
- d. 分担業務の各分野、具体的な業務内容（分担業務がある場合。協力事務所を含む。）
- e. 協力事務所の名称・所在地・登録番号、協力を受ける理由
- f. 緊急連絡先
- g. その他

(4) 貸与資料等

- ・ I. 2. (6) のとおり

- a. 既存設計図書等
 - ・ 既存建築物設計図一式（紙ベース、PDF）
 - ・ 既存建築物増築設計図一式（紙ベース、PDF）
- b. 既存資料
 - ・ 耐震診断報告書（PDF）

(5) 打合せ及び記録

- a. 業務着手時に提出する業務計画書に打合せ計画を記載すること。
- b. 調査職員又は管理技術者が必要と認めたときに打合せを行うこと。
- c. 受注者は、本業務を円滑に遂行するため、発注者との定期的な打合せ会議（月1回以上）を行うこと。

(6) 引渡し前における成果品の使用等

特記仕様書に規定がある場合又は調査職員が指示し受注者がこれに承諾した場合は、履行期間中においても、成果品の全部又は一部を使用することができるものとする。

(7) 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータ等については、当該施設に係る工事の受注業者に貸与し、当該工事における施工図及び完成図の作成、完成後の運営及び維持管理に使用できるものとする。

(8) 業務完了後の協力等

次について発注者から要請があった場合、受注者はこれに協力するものとする。

- a. 質問回答書の作成
- b. 設計図書に疑義が生じた場合
- c. 会計実地検査、工事監査等

(9) 地元関係者等への説明、交渉等

受注者は、発注者が行う地元関係者等への説明、交渉等の際にこれに協力する。

(10) 設計に際しての基本方針

設計に際しては、調査職員と十分な連絡調整を行い、設計条件の明確化を図るものとし、次の点に留意すること。

- a. 地盤、構造体、仕上げ及び機器の安全性
- b. 設計施設と周辺環境との調和
- c. 使用上の利便性
- d. 経済性、維持管理の容易性及び各種設備更新時の検討
- e. 工事の安全性及び公衆災害の防止
- f. 条件明示（原則として特記仕様書（施工条件）に記入すること。）
- g. 分別解体の適正化（物品、作業種別、有害物質の有無を明示した処理表を含む仕様書を作成すること。）
- h. 近隣建物・構造物等への配慮

(11) 積算に際しての留意事項

- ・ 工事内訳書の単価については、建設物価・積算資料等の設計月の刊行物を採用し、見積りによる場合は、3社以上の見積りを徴取し金額を比較のうえ、見積額を基に採用する単価を決定すること。なお、見積りを依頼する前には、調査職員に見積り依頼先名簿届を提出し承諾を得ること。
- ・ 数量の拾い出しについて、後で確認できるように拾出図（部位ごと、部屋ごと等、積算数量算出書の根拠）等を提出すること。（実際に拾い出しに使用した図面の写し等、各数量が確認できるもの。）
- ・ 工事内訳書は、（一財）建築コスト管理システム研究所の内訳書作成システム（RIBC2）による電子データファイルを紙データと併せて提出すること。
また、見積単価を採用する場合は同システムによる見積比較ファイルを作成すること。
- ・ 工事内訳書の入力時に、各建物及び各工種等の区分名称の最初に番号を付けること。
- ・ その他、内訳書の様式、作成方法等については、調査職員の指示によること。

(12) 協力業者（下請け業者）との契約について

- ・ 協力業者（下請け業者）との契約に当っては、平成31年1月21付け国土交通省告示第98号によって示された構造及び設備の業務報酬基準を参考に、設計品質を確保する上で必要な報酬額で契約するよう努めること。
- ・ 第三者に再委託する場合に、発注者の承諾を得なくてもよい簡易な業務は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く。）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成に限る。

(13) 特別管理産業廃棄物等の調査

- ・ 書面調査（目視調査を含む。）
- ・ 分析調査（試料採取による。）

【廃石綿等の分析調査】

試料採取、定性及び定量の分析調査費を含む。

JIS A 1481-1（建材製品中の石綿含有率測定方法―第1部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法）及び JIS A 1481-3（建材製品中の石綿含有率測定方法―第3部：石綿含有率のX線回折定量分析方法）により判定を行う。
また、含有の場合は含有する層の判定を行う。

【PCBの分析調査】

電気設備機器・シーリング材、試料採取、分析調査費を含む。

- ・ 上記調査箇所数

【廃石綿等の分析検体数】

廃石綿含有の疑いがある建材 9 検体

【PCBの分析検体数】

- ・ 廃石綿等の調査方法にあつては、建築物解体工事共通仕様書・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 最新版）6. 1. 3 施工調査により実施し、その他の廃棄物等は調査職員と協議の上で実施する。

なお、廃石綿等の調査については、一般建築物石綿含有建材調査者、又は特定建築物石綿含有建材調査者が行うこと。

当該建材の石綿含有の有無を判断するため、補修部分等を分析の対象としないこと。

(14) 地質・土質調査

【a. 機械ボーリング】

- ・ 機械ボーリングは主として土質を調査し、地質構造や地下水位を確認し試料を採取する。
- ・ 土質の分類は、JGS0051（地盤材料の光学的分類方法）による。
- ・ ボーリングは1か所とし、深度は30mを想定する。位置については調査職員と協議のうえで決定し、後日調査位置が確認できるようにすること。

【b. サンプルング】

- ・ 乱さない試料のサンプルングは、室内力学試験に供する試料を、原位置における性状をより乱れの少ない状態で採取する。

【c. サウンディング（標準貫入試験）】

- ・ 標準貫入試験は、原位置における土の硬軟や、締まり具合の相対値を知るとともに試料を採取する。
- ・ 試験方法及び器具は、JISA1219（標準貫入試験方法）に準拠して行う。
- ・ 試験結果及び保存用試料は、JISA1219 及び地質・土質調査成果電子納品要領（案）（国土交通省・平成20年12月）に基づき成果品として提出する。

【d. 原地位置試験（孔内水平載荷試験）】

- ・ 孔内水平載荷試験は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求める。
- ・ 試験方法及び器具は JGS1421（孔内水平載荷試験方法【地盤のプレッシャーメータ試験】）に準拠して行う。

【e. 解析等調査業務】

- ・ 解析等調査業務は、調査周辺に関する既存資料の収集及び現地調査を実施し地質・土質調査で得られた資料を基に、地質断面図を作成するとともに地質・土質に関する総合的な解析ととりまとめを行う。

【f. 成果品】

- ・ 現地調査結果、ボーリング柱状図、地質又は土質断面図及び業務内容の検討結果を報告書として、とりまとめ提出するものとする。
- ・ 現地調査結果、業務内容の検討結果及び照査結果を提出する。
- ・ 調査報告書に加え、地質平面図及び地質断面図を提出する。

(15) その他

- ・ 設計に伴う設計条件等の整理、法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ等、調査職員は極力協力して業務の遂行に努める。
- ・ コスト縮減検討報告書は、基本設計及び実施設計の段階ごとに作成すること。また、ライフサイクルコストも考慮に入れたコスト縮減した項目、方法、縮減金額（根拠共）等の説明資料を提出すること。
- ・ 材料、仕様などの名称は、「公共建築工事標準仕様書（最新版）」に基づき記入すること。
- ・ 定例会議の頻度と方法は協議による。方法は現地会議と Web 会議を想定する。

- ・木工事で使用する木材の産出地は、原則、広島県産材（可能な限り、三原市産材）として設計し、図面等に明記すること。
- ・期間別業務履行報告書は図面（A3判に縮小したもの）を添付して直接持参し、打合せを行うこと。
- ・関係する説明会等に同席し、その内容を設計内容へ反映させること。
- ・工事着手前に、監督員、工事監理者及び施工者等に対し、設計意図、内容の伝達と説明を行う。
- ・工事に際して、必要な関係法令に基づく各種申請手続きについて、担当部署と協議の上、手続き方法、手数料等を調査し、結果を整理したものととも、手続きに必要な資料（添付資料を含む。）を作成して提出すること。
- ・工事中、やむを得ず軽微な変更等が生じた場合はその検討に最大限協力し、監督員及び工事監理者等に報告すること。
- ・引き渡された成果物に関し、法律に著しく不適合であることや積算が著しく間違っていることなどが判明し、発注者に著しい損害を与えた場合は、受注者に対して損害賠償の請求をすることがある。
- ・会計検査及び外部監査の対象となった場合、発注者と共に統括、意匠、構造及び各設備設計担当者が各検査に同席すること。

5. 成果物、提出部数等（必要なものに限って作成すること。）

(1) 基本設計

成果物	部数等	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築（総合）基本設計図書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画説明書 ・ 仕様概要書 ・ 仕上概要表 ・ 面積表及び求積図 ・ 敷地案内図 ・ 配置図 ・ 平面図（各階）及び動線計画図 ・ 断面図 ・ 立面図 ・ 矩形図 ・ 外構図 ・ 仮設計画概要書 ・ 工事費概算書（コスト縮減検討を含む。） ・ その他調査職員が必要と認めるもの 	1部	A3判製本
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築（構造）基本設計図書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造計画説明書 ・ 構造設計概要書 ・ 工事費概算書（コスト縮減検討を含む。） ・ その他調査職員が必要と認めるもの 	1部	A3判製本
<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気設備基本設計図書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気設備計画説明書 ・ 電気設備設計概要書 ・ 工事費概算書（コスト縮減検討を含む。） ・ その他調査職員が必要と認めるもの 	1部	A3判製本
<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械設備基本設計図書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械換気設備計画概要書 ・ 機械換気設備設計概要書 ・ 工事費概算書（コスト縮減検討を含む。） ・ その他調査職員が必要と認めるもの 	1部	A3判製本
<ul style="list-style-type: none"> ・ 概略工事工程表 	1部	
<ul style="list-style-type: none"> ・ コスト縮減検討資料 	1部	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 意匠検討資料（透視図等） 	1部	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本設計図書に係る広報説明用資料 （デフォルメ化した説明用図面を含む。） 	1部	図面のレイアウト、カラー等は調査職員と協議の上決定（電子データ提出）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種技術資料 	1部	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 打合せ記録簿 	1部	官公署との設計協議書及び協議記録簿等を含む

・電子成果品	1式	電子メディアにて提出
・その他調査職員が必要と認めるもの	必要部数	

(注)

建築（構造）、電気設備、機械設備の成果物は、建築（総合）基本設計の成果物の中に含めることができる。

成果物は調査職員の指示により製本とする。また、概要版を作成すること。

電子成果品の提出は、ウイルス対策を実施した上で提出すること。ウイルス対策ソフト名を記載すること。

成果物	部数	備考
		は、申請図書一式（確認済証と第1面～第6面、申請図書（指摘事項等を反映したもの）等）をPDFデータでも提出すること。 付近の公図の取得を含む。
・ 建設リサイクル計画書	1部	
・ 廃石綿含有調査報告書（書面調査） ・ 廃石綿含有調査報告書（分析調査） ・ PCB含有調査報告書（書面調査） ・ PCB含有調査報告書（分析調査）	1部	
・ 地盤、土質調査	1部	
・ 省エネ計算書	1部	
・ 概略工事工程表	1部	
・ コスト縮減検討資料	1部	
・ 現況写真及び現地調査資料	1部	A4判製本 写真及び画像データ共
・ 工事にあたって発注者がすべき手続き等の一覧	1部	
・ 各種技術資料	1部	
・ 打合せ記録簿	1部	官公署との設計協議書及び協議記録簿等を含む
・ 電子成果品	2部	電子メディアにて提出
・ 設計図（二つ折り製本）	5部	A3判を2つ折り ※分離発注別
・ その他調査職員が必要と認めるもの	必要部数	

(注)

建築（構造）の成果物は、建築（総合）実施設計の成果物の中に入れることができる。

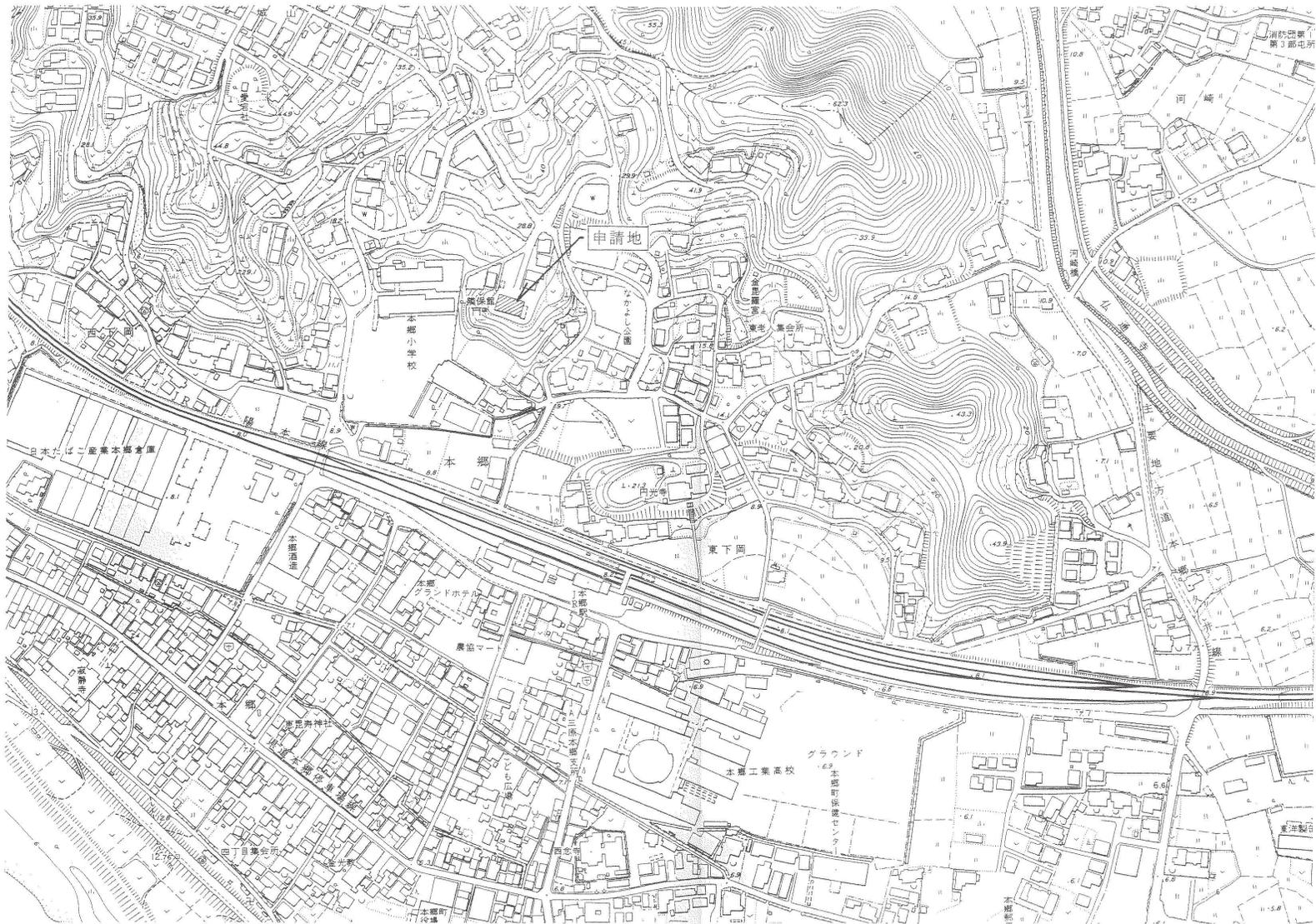
成果物は必ず調査職員の指示により製本とする。また、概要版を作成すること。

電子成果品の提出は、ウイルス対策を実施した上で提出すること。ウイルス対策ソフト名を記載すること。

成果品が2冊以上になる場合は、ケースに入れて提出すること。

(3) その他提出を要する事務書類

提出を要する事務書類	部数	備考
・管理技術者選任（変更）通知書	2部	管理技術者と受注者との雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を、添付、免許・資格については証する写しをそれぞれ添付のこと。
・誓約書	2部	管理技術者の兼務制限について
・業務工程表	2部	
・期間別業務履行報告書	毎回2部	期間内に作成した図面を添付のこと。 提出回数は毎月1回とすること。
・委任（下請負）承諾願	2部	業務組織計画表を添付のこと。
・見積依頼先名簿届	1部	必要に応じて指定様式で提出すること。
・貸与品借用（返納）書	1部	必要に応じて指定様式で提出すること。



本郷町

審	可	長	助	役	課	長	係	長	係	長



新(77)設計コンサルタンツ株式会社
 1級建築士事務所 広島知事登録 97(1) 第0388号
 広島県福山市大瀬町1-7 TEL 0849 24-8524 FAX 0849 24-8590

管理建築士	担当	工事名
1級建築士 新田次郎		本郷町隣保館研修室増築及び大規模修繕工事
建設大臣登録第34066号	平成13年	

本郷町隣保館研修室増築及び大規模修繕工事

図面内容・縮尺

付近見取図 S=1:2500

種別

図面番号

A-G



北面姿図 S=1:100



西面姿図 S=1:100



東面姿図 S=1:100



南面姿図 S=1:100

本郷町

審	町長	助	役	課	長	保	長	休	用
責									
責									

新(ア)設計コンサルタンツ株式会社
 1級建築士事務所 広島知事登録 97(1) 第0368号
 広島県福山市大黒町1-7 TEL 0849 24-9524 FAX 0849 24-9590

管理建築士	担	当	工事名
1級建築士 新田茂樹			
建設大臣登録第34066号			

本郷町隣保館研修室増築及び大規模修繕工事

図面内容・縮尺

各面姿図 S=1:100

種別

図面番号 A-15

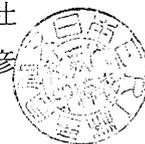
評 定 書

三原市
三原市長 天満 祥典 様

平成29年1月21日付で評定申込みのあった下記の件について、当社中国・四国地区耐震判定委員会（委員長 都祭 弘幸 福山大学教授）において慎重審議の結果、本件耐震診断は、建築技術上の見地から適切であり、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号）第三号の規定による同告示別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第一 建築物の耐震診断の指針（第一号、第三号を除く）に準拠して行われていると認め、評定します。

平成29年2月23日

日本 E R I 株式会社
代表取締役 馬野 俊彦



記

1. 件名

三原市本郷人権文化センター

2. 委員名

日本 E R I 株式会社 中国・四国地区耐震判定委員会

委員長 都祭 弘幸
副委員長 折見 保則
 深田 良雄
委員 迫田 良治
 濱田 弘行
 松島 日出雄
 八木 貞樹

報 告 書

日本 E R I 株式会社
代表取締役 馬 野 俊 彦 様

平成 29 年 1 月 21 日付で評定申込みのあった下記の件について、当社中国・四国地区耐震判定委員会（委員長 都祭 弘幸）において慎重審議の結果、本件耐震診断は、建築技術上の見地から適切であり、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成 7 年法律第 123 号）第 4 条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）第三号の規定による同告示別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第一 建築物の耐震診断の指針（第一号、第三号を除く）に準拠して行われていると認め、報告いたします。

なお、設計者の作成した概要書の別表を添付いたします。

平成 29 年 2 月 18 日

日本 E R I 株式会社
中国・四国地区耐震判定委員会
委員長 都 祭 弘 幸

記

1. 件名

三原市本郷人権文化センター

2. 委員名

日本 E R I 株式会社 中国・四国地区耐震判定委員会

委員長 都 祭 弘 幸
副委員長 折 見 保 則
 深 田 良 雄
委 員 迫 田 良 治
 濱 田 弘 行
 松 島 日 出 雄
 八 木 貞 樹

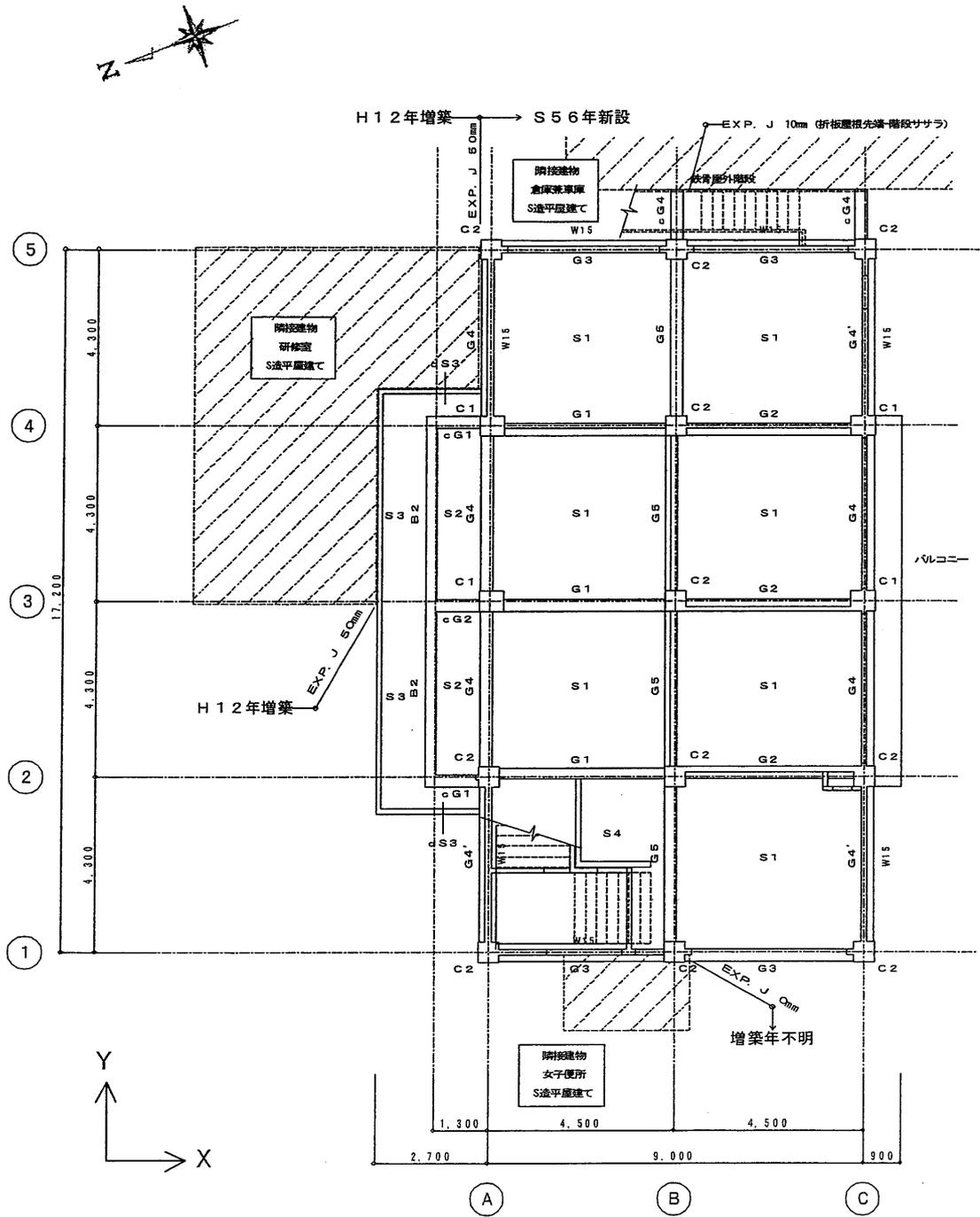
1. 建築物の概要

本建築物は、広島県三原市本郷北三丁目16番10号に現存する、建築面積218.47m²、延べ面積331.61m²、建物階数が地上3階建ての鉄筋コンクリート造である。用途は隣保館で、昭和56年に竣工している。

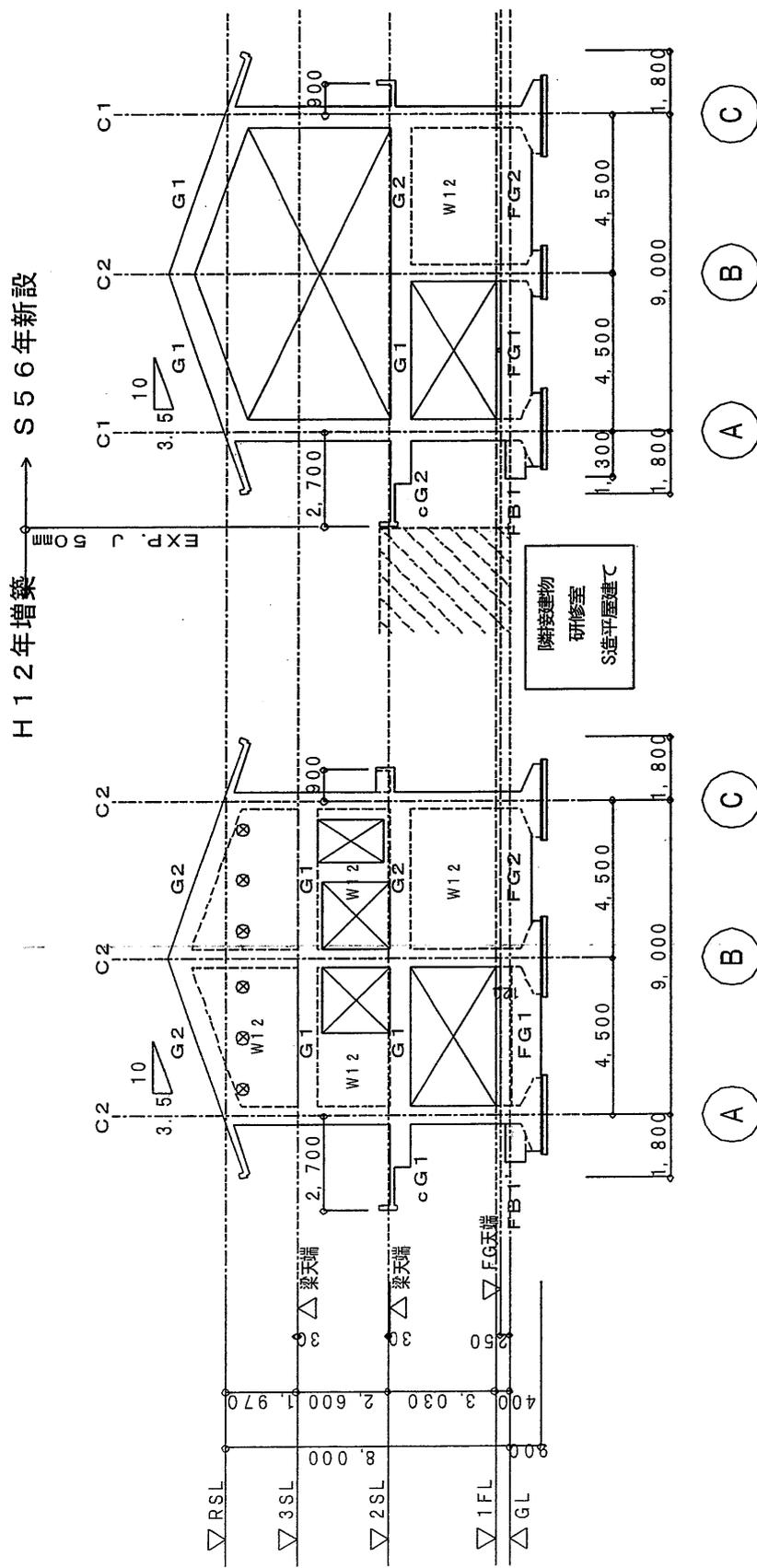
建築物の平面形状は長方形で、X方向（南北方向、張間方向）の長さが9.00m、Y方向（東西方向、桁行方向）の長さが17.20mである。X方向のスパンは4.50mが2スパンであり、Y方向は、4.30mが4スパンである。階高は1階が3.03m、2階が2.60m、3階が1.97mである。

本建築物の西側には、鉄骨造平屋建ての女子便所がエキスパンションジョイントを介して接続しており、その離隔距離は0mmである。北側には鉄骨造平屋建ての研修室が隣接しており、その離隔距離は50mm（建物高さとの比1/74）である。東側には鉄骨造平屋建ての倉庫兼車庫が隣接しており、折版屋根と本建築物の鉄骨屋外階段のささら桁との離隔距離は10mmである。

構造概要は、別表-2に示す通りである。

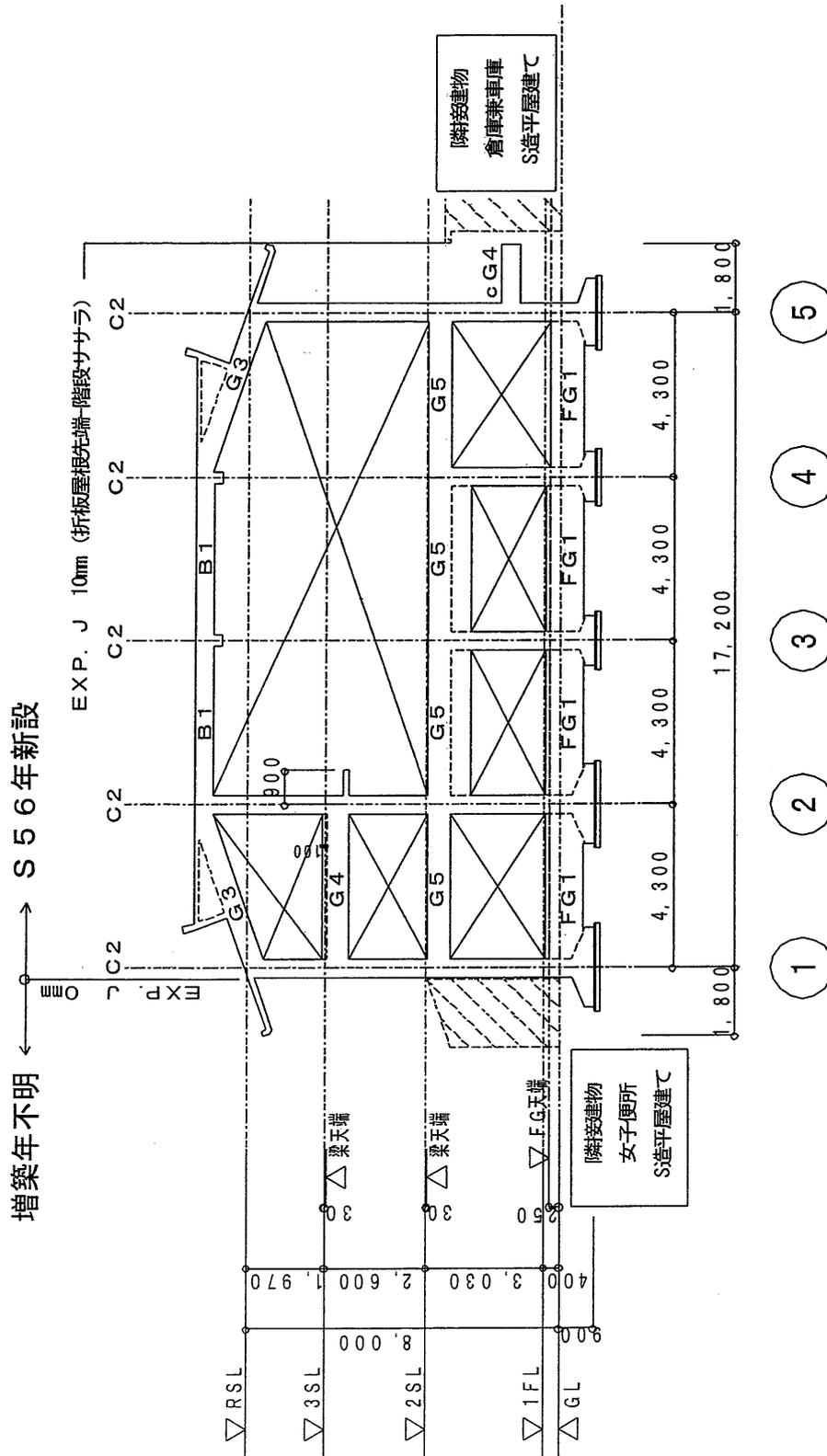


1階壁柱 2階床梁伏図



3 通り軸組図

2 通り軸組図



B 通り軸組図

2. 現況建築物の耐震診断

2.1 建築物調査

建築物調査概要は、別表-3 に示す通りである。

2.2 耐震診断

耐震診断の概要は、別表-4-1、別表-4-2 に示す通りである。

本建築物の診断結果は、構造耐震指標 I_s の最小値が X 方向では 1.40 (2 階)、Y 方向では 1.49 (1 階) で、保有水平耐力に係わる指標 q の最小値が X 方向では 4.81 (2 階)、Y 方向では 5.11 (1 階) である。

2.3 耐震診断結果の評価

本建築物の耐震診断結果は、三原市の指定による目標耐震判定指標 ($I_{so}=0.60$ かつ $q \geq 1.0$) を、X 方向、Y 方向共に全階で I_s 値、 q 値が上回ることにより、「安全 (想定する地震動に対して所要の耐震性を確保している)」としている。

なお、地震地域指標 Z を 0.9 としているが、補正は構造耐震判定指標 I_{so} に乗じて低減するのではなく、算定された構造耐震指標 I_s は、 Z で除して割増した値としている。

2.4 特記事項

コンクリートブロック壁は、配筋状況、モルタル充填状況、柱・梁への鉄筋定着状況等を調査し、大地震時に倒壊の可能性がある場合は撤去または倒壊防止の措置を講じる必要がある。

また、女子便所は、本建築物との離隔距離が 0 であるため、大地震時には衝突して損傷する可能性がある。倉庫兼車庫の折版屋根は、鉄骨屋外階段との離隔距離が不足しているため、大地震時には衝突して損傷する可能性がある。

3. 所見

本建築物の耐震診断は、「2001 年改訂版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」(財団法人日本建築防災協会)に従っており、適切であると認める。

1. 一般事項

一般事項	評定番号	ERI-TIE16002	評定年月日	平成29年2月18日		
	件名	三原市本郷人権文化センター				
	申請者	(有)元廣建築設計事務所 代表取締役 元廣清志				
	診断設計者	建築	—	既存建物設計者	建築	新設計一級建築士事務所
		構造	(有)元廣建築設計事務所		構造	新設計一級建築士事務所
		監理	—		監理	不明
		施工	—		施工	不明
	建築場所	広島県三原市本郷北三丁目16番10号				
	用途	新規用途： —	既存用途： 隣保館			
	面積	敷地面積	675.66 m ²			
		建築面積	218.47 m ²			
		延べ面積	331.61 m ² (診断対象面積)			
	形状	建物長さ	X方向(張間方向) 9.00 m	Y方向(桁行方向) 17.20 m		
		代表的なスパン	4.50 m × 2 スパン	4.30 m × 4 スパン		
	階数	地上	3階			
地下		—階				
塔屋		—階				
高さ	軒の高さ	8.00 m				
	各階階高	1階 3.03 m	2階 2.60 m	3階 1.97 m		
	基礎底深さ	GL-0.90 m				
隣接建物	(有) ・ 無 S造平屋建て 女子便所 (Exp. J : 離隔距離0mm) S造平屋建て 研修室 (Exp. J : 離隔距離50mm, 建築物高さとの比1/74) S造平屋建て 倉庫兼車庫 (折版屋根と鉄骨屋外階段ささらとの離隔距離10mm)					
建物経歴	設計年月	昭和55年		(変更の規模・状況, 火災・震災の経歴)		
	竣工年月	昭和56年		平成12年に研修室の増築及び大規模改修が行われている。		
	増築・改築	なし		それより以前に、女子便所が増築されている。(増築年不明)		
	火災・震災	平成13年 芸予地震 (震度5強)		被害の程度		
	確認番号	第7078号		平成13年 芸予地震：躯体に構造強度の劣化を生ずるような被害は見受けられない。		
	確認年月日	昭和55年9月16日				
検査済証の有無	有 ・ (無)					

2. 構造概要

		X方向（張間方向）	Y方向（桁行方向）
構造概要	構造種別	鉄筋コンクリート構造	
	骨組形式	耐力壁付ラーメン構造	耐力壁付ラーメン構造
	材料種別	コンクリート：Fc210kg/cm ² （設計図より） 鉄筋：主筋 SD30 横補強筋 SR24	
	地盤種別	第2種地盤	
地盤・基礎概要	支持層	不明	
	基礎・地業	直接基礎 長期地耐力 不明	
	基礎工法	独立基礎	
	構造的特徴	本建物は地上3階建ての鉄筋コンクリート造建築物である。 建物の平面形状は長方形で、2階会議室が吹き抜けとなっている。 立面形はほぼ整形で、屋根は3.5寸勾配の寄せ棟屋根を変形した形となっている。	
構造的特徴	下階壁抜け柱	(有) ・ 無 2階：2通り，C軸柱（直交に耐力壁あり） 1階：5通り，A・C軸柱（直交に耐力壁あり）	
	9mを超えるRC造・SRC造大スパン梁	(有) ・ 無 R階：3～4通り，A-C軸間（9.0m）	
	長さ2mを超える片持ちスラブ片持ち梁	(有) ・ 無 2階：2～4通り，A軸 片持ち梁 片持ちスラブ （ 1.3m + 1.4m = 2.7m ）	
	コンクリートブロック壁	(有) ・ 無 1・2階：1-2通り間，B-C軸間（PS）	
	その他	なし	

3. 建物調査概要

建 物 調 査 概 要	図 書 照 合	図書の有無	建 築 図 (<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無)				
			構 造 図 (<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無)				
			構造計算書 (有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無)				
			地盤調査報告書(有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無)				
	図 書 と の 照 合	整合 ()					
		<input checked="" type="checkbox"/> 不整合 (1階西面に女子便所が造られている。その際、1通りB-C間の外壁にドア用開口が開けられている。)					
	構 造 調 査	コン ク リ ー ト		1階	2階	3階	
			設計基準強度	Fc210kg/cm ² (20.6N/mm ²) (設計図より)			
			診断時強度	20.6	20.6	20.0	(N/mm ²)
			圧縮試験強度(推定強度)	21.8	25.9	20.0	(N/mm ²)
			標準偏差	3.6	0.4	5.8	(N/mm ²)
			調査個数	9個 (各階毎3本)			
			中 性 化 深 さ	調査個数	9個		
		最小値 (mm)		0mm			
		最大値 (mm)		0.0mm			
		平均値 (mm)		0.0mm			
		鉄 筋	主筋(材質)	SD30			
			診断時降伏点強度	344 N/mm ²			
			横補強筋・壁筋(材質)	SR24			
	診断時降伏点強度		294 N/mm ²				
配筋状態	設計図による						
鉄 骨	鉄骨(材質)	—					
	診断時降伏点強度	—					
	ボルト調査結果	—					
外 観 劣 化	柱・壁・梁に経年によるものと思われる軽微なひび割れが見受けられた。						
不 同 沈 下	建物の傾斜及び明らかな不同沈下は見受けられず、不同沈下に起因するひび割れも見られなかった。						
避 難 時 に 支 障 が あ る 部 分 の 非 構 造 部 材 の 所 見	特になし						
調 査 結 果 に つ い て の 所 見	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート推定強度は、3階で設計基準強度を若干下回っている。 ・コンクリート経年による中性化は、経年による計算値を大きく下回っており中性化の進行はほとんど見受けられない。 						

4. 耐震診断の概要

耐震診断の概要	診断基準	「2001年改訂版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」 (財)日本建築防災協会							診断回数	2次診断																																																																																								
	計算プログラム	耐震診断: 「SuperBuild/RC 診断 2001 Ver. 2.6 (2014)」 (評価番号: P 評価 10-改 1-RC) ユニオンシステム(株) 重量計算, 偏心率, 剛性率: 「SuperBuild/SS3 (Ver. 1.1.1.42)」 ユニオンシステム(株) 補助計算表: 「Hi-soft Ver. 2.01」 (社)広島県建築士事務所協会 建築物耐震診断等評価委員会編集																																																																																																
	判定指標	Iso=0.60 q ≥ 1.0 (三原市の指定による)																																																																																																
	耐震診断の結果	<p>X方向 (張間方向) 経年指標 T=0.98</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>決定式</th> <th>C</th> <th>F</th> <th>破壊形式</th> <th>Eo'</th> <th>Eo</th> <th>SD</th> <th>Is</th> <th>q</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>5式</td> <td>4.73</td> <td>1.00</td> <td>CB, WS, BB, BS</td> <td>3.75</td> <td>3.67</td> <td>0.90</td> <td>3.67</td> <td>12.5</td> <td>OK</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5式</td> <td>2.45</td> <td>1.00</td> <td>CB, CS, WCB, WCS, WS, BB, BS</td> <td>1.93</td> <td>1.89</td> <td>0.67</td> <td>1.40</td> <td>4.81</td> <td>OK</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>5式</td> <td>1.67</td> <td>1.00</td> <td>CB, WCS, WS, WB</td> <td>1.67</td> <td>1.63</td> <td>0.80</td> <td>1.45</td> <td>4.96</td> <td>OK</td> </tr> </tbody> </table> <p>Y方向 (桁行方向)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>決定式</th> <th>C</th> <th>F</th> <th>破壊形式</th> <th>Eo'</th> <th>Eo</th> <th>SD</th> <th>Is</th> <th>q</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>5式</td> <td>3.83</td> <td>1.00</td> <td>CB, WS</td> <td>3.03</td> <td>2.97</td> <td>0.90</td> <td>2.96</td> <td>10.1</td> <td>OK</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5式</td> <td>2.92</td> <td>1.00</td> <td>CB, WS</td> <td>2.50</td> <td>2.45</td> <td>0.90</td> <td>2.45</td> <td>8.33</td> <td>OK</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>5式</td> <td>1.53</td> <td>1.00</td> <td>CB, WS, WB</td> <td>1.53</td> <td>1.49</td> <td>0.90</td> <td>1.49</td> <td>5.11</td> <td>OK</td> </tr> </tbody> </table> <p>1階Ai=1.000 2階Ai=1.174 3階Ai=1.264</p> <p><破壊形式凡例> CB: 曲げ柱 CS: せん断柱 CSS: 極脆性柱 BB: 曲げ梁支配型柱 BS: せん断梁支配型柱 CWSS: 極脆性袖壁付柱 CWB: 曲げ袖壁付柱 CWS: せん断袖壁付柱 WS: せん断壁 WCB: 曲げ柱型付壁 WCS: せん断柱型付壁 WB: 曲げ壁</p> $Is = E_o / ((1/S_D) \cdot Z \cdot Rt) \quad Z = 0.90 \quad G = 1.0$ $E_o = E_o' \cdot T/G \quad E_o' : RC診断基準により算出した E_o 指標値$ $q = C_{TU} \cdot S_D / (S_T \cdot Z) \quad Rt = 1.00 \quad S_T = 0.3$										階	決定式	C	F	破壊形式	Eo'	Eo	SD	Is	q	判定	3	5式	4.73	1.00	CB, WS, BB, BS	3.75	3.67	0.90	3.67	12.5	OK	2	5式	2.45	1.00	CB, CS, WCB, WCS, WS, BB, BS	1.93	1.89	0.67	1.40	4.81	OK	1	5式	1.67	1.00	CB, WCS, WS, WB	1.67	1.63	0.80	1.45	4.96	OK	階	決定式	C	F	破壊形式	Eo'	Eo	SD	Is	q	判定	3	5式	3.83	1.00	CB, WS	3.03	2.97	0.90	2.96	10.1	OK	2	5式	2.92	1.00	CB, WS	2.50	2.45	0.90	2.45	8.33	OK	1	5式	1.53	1.00	CB, WS, WB	1.53	1.49	0.90	1.49	5.11
階	決定式	C	F	破壊形式	Eo'	Eo	SD	Is	q	判定																																																																																								
3	5式	4.73	1.00	CB, WS, BB, BS	3.75	3.67	0.90	3.67	12.5	OK																																																																																								
2	5式	2.45	1.00	CB, CS, WCB, WCS, WS, BB, BS	1.93	1.89	0.67	1.40	4.81	OK																																																																																								
1	5式	1.67	1.00	CB, WCS, WS, WB	1.67	1.63	0.80	1.45	4.96	OK																																																																																								
階	決定式	C	F	破壊形式	Eo'	Eo	SD	Is	q	判定																																																																																								
3	5式	3.83	1.00	CB, WS	3.03	2.97	0.90	2.96	10.1	OK																																																																																								
2	5式	2.92	1.00	CB, WS	2.50	2.45	0.90	2.45	8.33	OK																																																																																								
1	5式	1.53	1.00	CB, WS, WB	1.53	1.49	0.90	1.49	5.11	OK																																																																																								

耐震診断概要	耐震計算方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保有性能基本指標E_0算定における外力分布による補正係数は、$1/A_i$とする。 ・ 形状指標S_bの算定における平面剛性・断面剛性の評価は、建築基準法による偏心率および剛性率の値を用いる。その際、雑壁を考慮しない場合とした場合の不利な値を採用する。 ・ フレーム内・外の雑壁の剛性は考慮（n倍法により、n値=1.0とする）するが、耐力は無視する。 ・ 鉛直部材の曲げ終局強度は、完全塑性理論に基づく曲げ強度計算式により計算する。 ・ 第2種構造要素の判定における残存軸耐力N_rは、「2001年改訂版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」（(財)日本建築防災協会）に準拠して算定する。 ・ 柱に取り付く袖壁については、壁長30cm未満の場合は、剛性、耐力共に無視する。 ・ 地震時付加軸力は、1次設計時の2倍として計算する。 ・ 9mを超える大スパン架構は、梁耐力を考慮して評価する。その際の梁耐力には長期せん断応力を考慮する。 ・ コンクリートブロック壁は重量のみ考慮する。また、面外方向の倒壊に対する検討を行う。 ・ 西面に増築されているS造平屋建て女子便所は、接合部が不明な事から、安全を考慮して、本建物に地震荷重を考慮する。 ・ 2mを超える片持ち梁・片持ちスラブ等の突出物は鉛直震度1.0にて検討を行う。
	耐震の考察	<ul style="list-style-type: none"> ・ X方向は全階で目標構造耐震判定指標を上回っている。よって、X方向は「安全（想定する地震動に対して所要の耐震性を確保している）」となる。 ・ Y方向は全階で目標構造耐震判定指標を上回っている。よって、Y方向は「安全（想定する地震動に対して所要の耐震性を確保している）」となる。 ・ コンクリートブロック間仕切り壁は検討の結果、大地震時に倒壊の恐れが低いと判定された。 ・ A通りからはね出しているバルコニーの片持ち梁は、検討の結果、鉛直震度1.0に対して所要の耐震性を有していると判定された。
	耐震の特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリートブロック壁は、配筋定着状況やモルタル充填等の施工状況を確認する必要がある。その結果、大地震時に倒壊の恐れがある場合は、撤去または倒壊防止の措置を講ずる必要がある。 ・ 本建物とS造女子便所の離隔距離が確保されていないため、大地震時にはS造女子便所が損傷する恐れがある。また、S造倉庫兼車庫の折版屋根と鉄骨屋外階段のささらとの離隔距離が狭いため、大地震時に折版が損傷する恐れがある。

参考数量書

業務名称 本郷人権文化センター耐震改修設計業務委託

三原市本郷北三丁目

[工事概要]

用途、構造、面積	人権文化センター、鉄筋コンクリート造、床面積407.47㎡	
業務範囲	設計業務委託（基本設計・実施設計） エレベーター棟増築・外壁劣化改修・屋上防水改修・便所改修・倉庫兼車庫解体・電気設備・太陽光発電設備・空調換気設備・給排水衛生設備・外構工事外	
別途業務	なし	
履行期限	契約締結日の翌日から 令和7年2月19日 までを工期とする。	
一般事項		
《業務予算内訳》	設計金額	¥ (税込み)
〈内 訳〉		
区分	金額	摘要
業務価格		
消費税額		
設計金額		

符号	名 称	材質	形状寸法	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
A	設計業務							
I	ユニバーサル改修設計							
i	エレベーター棟増築			1	式			
ii	2階トイレ・2階給湯室・駐車 場整備			1	式			
	小 計							
II	長寿命化改修設計							
i	1階トイレ・外壁・屋上防水・照明空調 換気設備・倉庫兼車庫及び1階トイレ 部分解体			1	式			
	小 計							
III	脱炭素改修設計							
i	太陽光発電設備			1	式			
	小 計							
	合 計							

